

右の者に対する収賄被告事件について、昭和五八年二月一〇日大阪高等裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたところ、松山市長作成の除籍謄本の記載によれば、被告人は昭和六二年七月六日死亡したことが明白であるから、刑訴法四一四条、四〇四条、三三九条一項四号により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件公訴を棄却する。

昭和六二年七月一七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	坂	上	壽	夫
裁判官	伊	藤	正	己
裁判官	安	岡	滿	彦
裁判官	長	島		敦